【表紙】

【発行登録追補書類番号】	6－外1－4
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月16日
【会社名】	クレディ・アグリコル・エス・エー (Crédit Agricole S.A.)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者代理 ジェローム・グリヴェ (Jérôme GRIVET, Deputy Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	フランス、セデックス、モンルージュ、92127、 合衆国広場 12番地 (12, place des États-Unis 92127 Montrouge Cedex France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　小 林　穣
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士　安 藤　紘 人 弁護士　河 田　健 太 郎 弁護士　完 山　聖 奈 弁護士　鈴 木　勇 人
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1459
【発行登録の対象とした 募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	クレディ・アグリコル・エス・エー 第31回円貨社債（2026）　602億円 クレディ・アグリコル・エス・エー 第32回円貨社債（2026）　60億円 クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回変動利付円貨社債（2026）　73億円 クレディ・アグリコル・エス・エー 第24回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）　90億円 クレディ・アグリコル・エス・エー 第1回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026） （グリーンボンド）　68億円 クレディ・アグリコル・エス・エー 第14回円貨社債（劣後特約付）（2026）　34億円 クレディ・アグリコル・エス・エー 第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2026）　223億円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年4月5日
効力発生日	2024年4月14日
有効期限	2026年4月13日
発行登録番号	6－外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　5,000億円

【これまでの募集実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額	減額による訂正年月日	減額金額
6－外1－1	2024年5月30日	73,600,000,000円	該当事項なし	
6－外1－2	2025年1月10日	94,300,000,000円	該当事項なし	
6－外1－3	2025年5月30日	85,000,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		252,900,000,000円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　247,100,000,000円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　該当事項なし

【安定操作に関する事項】　該当事項なし

【縦覧に供する場所】　該当事項なし

第一部 【証券情報】

＜クレディ・アグリコル・エス・エー第31回円貨社債（2026）、クレディ・アグリコル・エス・エー第32回円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第６回変動利付円貨社債（2026）に関する情報＞

注：別段の記載がある場合を除き、＜クレディ・アグリコル・エス・エー第31回円貨社債（2026）、クレディ・アグリコル・エス・エー第32回円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第６回変動利付円貨社債（2026）に関する情報＞で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

第１ 【募集要項】

本「第１ 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第31回円貨社債（2026）（以下「第31回円貨社債」という。）、クレディ・アグリコル・エス・エー第32回円貨社債（2026）（以下「第32回円貨社債」という。）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第６回変動利付円貨社債（2026）（以下「第６回変動利付円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第31回円貨社債＞、＜第32回円貨社債＞および＜第６回変動利付円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第31回円貨社債、第32回円貨社債および第６回変動利付円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

１　【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第31回円貨社債＞

銘　　柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第31回円貨社債（2026）(注１)(注２)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	602億円
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	602億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利　　率（%）	年2.158%
利払日	毎年１月23日 および７月23日	償還期限	2031年１月23日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年１月16日	払込期日	2026年１月23日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中略）

＜第32回円貨社債＞

銘　　柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第32回円貨社債（2026）(注１)(注２)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	60億円
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	60億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利　　率（%）	年2.712%
利払日	毎年１月23日 および７月23日	償還期限	2036年１月23日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年１月16日	払込期日	2026年１月23日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中略）

＜第６回変動利付円貨社債＞

銘　　柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第６回変動利付円貨社債（2026）(注１)(注２)

記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	73億円
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	73億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利　　率（%）	TONA複利（下記「利息支払の方法」に定義する。）に年率 0.60%を加えた利率
利払日	毎年１月23日、４月23日、 ７月23日および10月23日(注３)	償還期限	2031年１月23日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年１月16日	払込期日	2026年１月23日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中略）

(注３)　2026年１月23日（その日を含む。）から2031年１月23日（その日を含まない。）までの期間に関する利払日が営業日（下記「利息支払の方法－(1)」に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）。詳細については、下記「利息支払の方法－(1)」を参照のこと。

（中略）

引　受　人

＜第31回円貨社債＞

元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額（百万円）	元引受けの条件
会　社　名	住　　所		
クレディ・アグリコル証券会社　東京支店	東京都港区東新橋一丁目９番２号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年１月16日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受および販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.25％に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
合　計		60,200	

＜第32回円貨社債＞

元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額（百万円）	元引受けの条件
会　社　名	住　　所		
クレディ・アグリコル証券会社　東京支店	東京都港区東新橋一丁目９番２号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年１月16日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受および販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.35％に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
合　計		6,000	

＜第６回変動利付円貨社債＞

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額 （百万円）	元引受けの条件
会　社　名	住　　所		
クレディ・アグリコル証券会社　東京支店	東京都港区東新橋一丁目９番２号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年１月16日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受および販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.25％に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
合　計		7,300	

財務代理人とその職務

＜第31回円貨社債＞

＜第32回円貨社債＞

（中略）

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年１月16日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後１年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

（中略）

＜第６回変動利付円貨社債＞

（中略）

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年１月16日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後１年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

（中略）

利息支払の方法

＜第31回円貨社債＞

本社債の利息は2026年１月24日（その日を含む。）から2031年１月23日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第４段落の規定に従う。）、毎年１月23日および７月23日の２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

（中略）

＜第32回円貨社債＞

本社債の利息は2026年１月24日（その日を含む。）から2036年１月23日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第４段落の規定に従う。）、毎年１月23日および７月23日の２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日

（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

（中略）

＜第６回変動利付円貨社債＞

(1)(a)　本社債の利息は2026年１月23日（その日を含む。）から2031年１月23日（その日を含まない。）までこれを付し、2026年４月23日を初回として、毎年１月23日、４月23日、７月23日および10月23日の年４回、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが営業日（以下に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、１年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

本発行登録追補書類の本項において、

（ｉ）「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

（ii）「利息期間」とは、2026年１月23日（その日を含む。）から第１回目の利払日（その日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は満期日（下記「償還の方法－(1) 満期償還」に定義する。）。その日を含まない。）までの期間をいう。

(b)　本社債には、下記の規定によりその時々に決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は０％を下回らないものとする。

（ｉ）各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される利率（必要な場合は、小数第６位以下を四捨五入して小数第５位まで求める。）（以下「TONA複利」という。）を確認する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0}\left(1+\frac{\mathrm{TONA}_i \times n_i}{365}\right)-1\right)\times\frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONA複利に年率0.60%を加算した率とする。

（中略）

償還の方法

＜第31回円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」または「償還の方法－(3) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2031年１月23日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

＜第32回円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」または「償還の方法－(3) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2036年１月23日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

（中略）

＜第６回変動利付円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」または「償還の方法－(3) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2031年１月23日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100％で償還される。ただし、かかる日が営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌営業日に繰下げるものとする（ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）。

（中略）

摘　　要

（中略）

(4)　支払い

＜第31回円貨社債＞

＜第32回円貨社債＞

（中略）

＜第６回変動利付円貨社債＞

（中略）

２ 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
735億円（注）	1億8,975万円（注）	733億1,025万円（注）

（注） 第31回円貨社債、第32回円貨社債および第６回変動利付円貨社債の合計金額である。

（後略）

第２ 【売出要項】

該当事項なし

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第４ 【その他の記載事項】

＜クレディ・アグリコル・エス・エー第31回円貨社債（2026）、クレディ・アグリコル・エス・エー第32回円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第６回変動利付円貨社債（2026）＞、＜クレディ・アグリコル・エス・エー第24回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）（グリーンボンド）＞ならびに＜クレディ・アグリコル・エス・エー第14回円貨社債（劣後特約付）（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2026）＞について、「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2026年１月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を併せてご覧下さい。ただし、本書では2026年１月16日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

＜クレディ・アグリコル・エス・エー第24回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）（グリーンボンド）に関する情報＞

注：別段の記載がある場合を除き、＜クレディ・アグリコル・エス・エー第24回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）（グリーンボンド）に関する情報＞で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

第１ [募集要項]

本「第１ 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第24回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第24回期限前償還条項付非上位円貨社債」または「期限前償還条項付非上位円貨社債」という。）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）（グリーンボンド）（以下「第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）」または「期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第24回期限前償還条項付非上位円貨社債＞および＜第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）＞の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第24回期限前償還条項付非上位円貨社債および第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

１ [社債（短期社債を除く。）の募集]

＜第24回期限前償還条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第24回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）(注１)(注２)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	90億円
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	90億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利　　率（%）	2026年１月24日（その日を含む。）から2029年１月23日（その日を含む。）までの期間については、年1.943%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に0.60％を加算した率（年利）とする。
利払日	毎年１月23日 および７月23日	任意償還日	2029年１月23日
償還期限	2030年１月23日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な　　し	申込期間	2026年１月16日
払込期日	2026年１月23日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

（中略）

＜第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）＞

銘　　柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）（グリーンボンド） (注１)(注２)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	68億円
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	68億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利　　率（%）	2026年１月24日（その日を含む。）から2036年１月23日（その日を含む。）までの期間については、年2.912%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に0.95％を加算した率（年利）とする。
利払日	毎年１月23日 および７月23日	任意償還日	2036年１月23日
償還期限	2037年１月23日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な　　し	申込期間	2026年１月16日
払込期日	2026年１月23日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

（中略）

引　受　人

＜第24回期限前償還条項付非上位円貨社債＞

元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額（百万円）	元引受けの条件
会　社　名	住　　所		
クレディ・アグリコル証券会社　東京支店	東京都港区東新橋一丁目９番２号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年１月16日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受および販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.20％に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
合　計		9,000	

＜第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）＞

元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額（百万円）	元引受けの条件
会　社　名	住　　所		
クレディ・アグリコル証券会社　東京支店	東京都港区東新橋一丁目９番２号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年１月16日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受および販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.35％に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
合　計		6,800	

財務代理人とその職務

（中略）

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年１月16日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後１年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

（中略）

利息支払の方法

＜第24回期限前償還条項付非上位円貨社債＞

(1)　本社債の利息は2026年１月24日（その日を含む。）から2030年１月23日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(4)」の規定に従う。）、毎年１月23日および７月23日の年２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2)　本社債には、2026年１月24日（その日を含む。）から2029年１月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年1.943%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a)　2029年１月24日（その日を含む。）から2030年１月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法－(3)(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b)　本社債には、下記「利息支払の方法－(3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の（i）または(ii)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（以下に定義する。）に0.60%を加算した率（年利）（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０%を下回らないものとする。

（中略）

(4)　本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2026年１月24日（その日を含む。）から2029年１月23日（その日を含む。）までの期間については１年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率により、(ii)2029年１月24日（その日を含む。）以降は１年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－(4) 支払い」の第３段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

＜第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）＞

(1)　本社債の利息は2026年１月24日（その日を含む。）から2037年１月23日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(4)」の規定に従う。）、毎年１月23日および７月23日の年２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2)　本社債には、2026年１月24日（その日を含む。）から2036年１月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年2.912%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a)　2036年１月24日（その日を含む。）から2037年１月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法－(3)(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b)　本社債には、下記「利息支払の方法－(3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の（i）または(ii)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（以下に定義する。）に0.95%を加算した率（年利）（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０%を下回らないものとする。

（中略）

(4)　本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2026年１月24日（その日を含む。）から2036年１月23日（その日を含む。）までの期間については１年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率により、(ii)2036年１月24日（その日を含む。）以降は１年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－(4) 支払い」の第３段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

＜第24回期限前償還条項付非上位円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(4) 発行会社による任意償還」または「償還の方法

－(5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2030年１月23日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

（中略）

(4)　発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法－(6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上の事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2029年１月23日をいう。

（中略）

＜第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(4) 発行会社による任意償還」または「償還の方法－(5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2037年１月23日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

(4)　発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法－(6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上の事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2036年１月23日をいう。

（中略）

２ [新規発行による手取金の使途]

(1) [新規発行による手取金の額]

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
158億円（注）	4,180万円（注）	157億5,820万円（注）

（注）　第24回期限前償還条項付非上位円貨社債および第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（グリーンボンド）の合計金額である。

（後略）

第２ [売出要項]

該当事項なし

第３ [第三者割当の場合の特記事項]

該当事項なし

第４ [その他の記載事項]

＜クレディ・アグリコル・エス・エー第31回円貨社債（2026）、クレディ・アグリコル・エス・エー第32回円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第６回変動利付円貨社債（2026）＞、＜クレディ・アグリコル・エス・エー第24回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）（グリーンボンド）＞ならびに＜クレディ・アグリコル・エス・エー第14回円貨社債（劣後特約付）（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2026）＞について、「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2026年１月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を併せてご覧下さい。ただし、本書では2026年１月16日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

＜クレディ・アグリコル・エス・エー第14回円貨社債（劣後特約付）（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2026）に関する情報＞

注：別段の記載がある場合を除き、＜クレディ・アグリコル・エス・エー第14回円貨社債（劣後特約付）（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2026）に関する情報＞で定義された用語は、当該項目に記載された用語を指す。

第１ [募集要項]

本「第１ 募集要項」には、クレディ・アグリコル・エス・エー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、クレディ・アグリコル・エス・エー第14回円貨社債（劣後特約付）（2026）（以下「第14回円貨社債（劣後特約付）」という。）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2026）（以下「第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第14回円貨社債（劣後特約付）＞および＜第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第14回円貨社債（劣後特約付）および第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

１ [社債（短期社債を除く。）の募集]

＜第14回円貨社債（劣後特約付）＞

銘　　柄	クレディ・アグリコル・エス・エー 第14回円貨社債（劣後特約付）（2026）(注１)(注２)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	34億円
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	34億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利　　率（%）	年3.062%
利払日	毎年１月23日 および７月23日	償還期限	2036年１月23日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年１月16日	払込期日	2026年１月23日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中略）

＜第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

銘　　柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第15回 期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2026）(注１)(注２)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	223億円
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	223億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利　　率（%）	2026年１月24日（その日を含む。）から2031年１月23日（その日を含む。）までの期間については、年2.758%。 利率は下記任意償還日に改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 １頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される５年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に1.20％を加算した率（年利）とする。
利払日	毎年１月23日 および７月23日	任意償還日	2031年１月23日
償還期限	2036年１月23日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	な　　し	申込期間	2026年１月16日
払込期日	2026年１月23日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

（中略）

引　受　人

＜第14回円貨社債（劣後特約付）＞

元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額（百万円）	元引受けの条件
会　社　名	住　　所		
クレディ・アグリコル証券会社　東京支店	東京都港区東新橋一丁目９番２号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年１月16日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.40％に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
合　計		3,400	

＜第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額（百万円）	元引受けの条件
会　社　名	住　　所		
クレディ・アグリコル証券会社　東京支店	東京都港区東新橋一丁目９番２号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年１月16日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.40％に相当する金額である。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
合　計		22,300	

財務代理人とその職務

＜第14回円貨社債（劣後特約付）＞

（中略）

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年１月16日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後１年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

（中略）

＜第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

（中略）

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年１月16日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後１年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

（中略）

利息支払の方法

＜第14回円貨社債（劣後特約付）＞

本社債の利息は2026年１月24日（その日を含む。）から2036年１月23日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」の第４段落の規定に従う。）、毎年１月23日および７月23日の２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

（中略）

＜第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

(1)　本社債の利息は2026年１月24日（その日を含む。）から2036年１月23日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(4)」の規定に従う。）、毎年１月23日および７月23日の年２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2)　本社債には、2026年１月24日（その日を含む。）から2031年１月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年2.758%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a)　2031年１月24日（その日を含む。）から2036年１月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法－(3)(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b)　本社債には、下記「利息支払の方法－(3)(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の（i）または(ii)により決定される５年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（以下に定義する。）に1.20%を加算した率（年利）（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０%を下回らないものとする。

（中略）

(4)　本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2026年１月24日（その日を含む。）から2031年１月23日（その日を含む。）までの期間については１年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率により、(ii)2031年１月24日（その日を含む。）以降は１年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(3)」を準用して決定される利率により、未払経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により

可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－(4) 支払い」の第３段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

＜第14回円貨社債（劣後特約付）＞

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」または「償還の方法－(5) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2036年１月23日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

（中略）

(6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

本社債は、以下のすべての条件が、当該条件が以下に従い適用され、かつ、充足される場合に限り、上記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」および「償還の方法－(5) 買入れおよび消却」に従って（場合による。）、償還または買入れおよび消却（適用される場合。）することができる。

(i) 適用あるMREL/TLAC規制および/または適用ある銀行規制（下記「本社債の地位」に定義する。）により禁じられていない償還または買入れおよび消却（適用される場合。）であり、かつ

(ii) 関連規制当局および/または関連破綻処理当局が償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対して、必要な場合に事前の許可を与えた場合。

この点について、CRR規則（下記「本社債の地位」に定義する。）第77条および第78条は、2026年１月16日時点の適用規定により、関連規制当局が本社債の償還または買入れの許可を与えることを定めている。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

（中略）

＜第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）＞

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(5) 発行会社による任意償還」または「償還の方法－(6) 買入れおよび消却」に従って、それまでに償還されまたは買入消却され（適用される場合。）ていない限り、2036年１月23日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

（中略）

(5) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法－(7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従って）、かつ本社債権者に30日以内15日以上の事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本発行登録追補書類の本項において、

「任意償還日」とは、2031年１月23日をいう。

（中略）

(7)　償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件

本社債は、以下のすべての条件が、当該条件が以下に従い適用され、かつ、充足される場合に限り、上記「償還の方法－(2) 税務事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(3) 資本事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(4) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還」、「償還の方法－(5) 発行会社による任意償還」および「償還の方法－(6) 買入れおよび消却」に従って（場合による。）、償還または買入れおよび消却（適用される場合。）することができる。

(i)　適用あるMREL/TLAC規制および/または適用ある銀行規制（下記「本社債の地位」に定義する。）により禁じられていない償還または買入れおよび消却（適用される場合。）であり、かつ

(ii) 関連規制当局および/または関連破綻処理当局が償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対して、必要な場合に事前の許可を与えた場合。

この点について、CRR規則（下記「本社債の地位」に定義する。）第77条および第78条は、2026年１月16日時点の適用規定により、関連規制当局が本社債の償還または買入れの許可を与えることを定めている。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

（中略）

２ [新規発行による手取金の使途]

(1) [新規発行による手取金の額]

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
257億円（注）	1億280万円（注）	255億9,720万円（注）

（注）　第14回円貨社債（劣後特約付）および第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）の合計金額である。

（中略）

募集又は売出しに関する特別記載事項

＜本社債についてのリスク要因＞

（中略）

本社債の早期償還は、本社債権者により予測される利回りを予測よりも著しく低下させる可能性がある。

上記「償還の方法－(5) 発行会社による任意償還」に従って、発行会社は、その選択により（ただし、第14回円貨社債（劣後特約付）に関する上記「償還の方法－(6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」および第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関する上記「償還の方法－(7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）を償還できる。

さらに、上記「本社債の地位」に記載のとおり、規制上、本社債は、Tier2資本として扱われることを意図されており、かかる扱いを受けなくなる可能性が高くなるような適用ある銀行規制の変更が生じる場合には、資本事由が発生し、社債の要項に従うことを条件として、発行会社は、本社債の金額の100%で未払いの経過利息（もしあれば）を付して本社債の全部（一部は不可）を償還する権利を有する（ただし、第14回円貨社債（劣後特約付）に関する上記「償還の方法－(6) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」および第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）に関する上記「償還の方法－(7) 償還または買入れおよび消却（適用される場合。）に対する追加条件」の規定に従う。）。

（後略）

第２ [売出要項]

該当事項なし

第３ [第三者割当の場合の特記事項]

該当事項なし

第４ [その他の記載事項]

＜クレディ・アグリコル・エス・エー第31回円貨社債（2026）、クレディ・アグリコル・エス・エー第32回円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第６回変動利付円貨社債（2026）＞、＜クレディ・アグリコル・エス・エー第24回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第１回期限前償還条項付非上位円貨社債（2026）（グリーンボンド）＞ならびに＜クレディ・アグリコル・エス・エー第14回円貨社債（劣後特約付）（2026）およびクレディ・アグリコル・エス・エー第15回期限前償還条項付円貨社債（劣後特約付）（2026）＞について、「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2026年１月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を併せてご覧下さい。ただし、本書では2026年１月16日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年5月28日関東財務局長に提出

２ 【半期報告書】

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
2025年9月29日関東財務局長に提出

３ 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2025年6月13日に関東財務局長に提出

４ 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

５ 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

６ 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

７ 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2025年6月25日に関東財務局長に提出
訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2025年9月1日に関東財務局長に提出
訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2026年1月14日に関東財務局長に提出

第２ 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（その後の訂正を含む。）（以下「有価証券報告書等」と総称する。）に記載された「事業等のリスク」について、以下の事項（変更箇所は下線を付して表示している。）を除き、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2026年1月16日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本発行登録追補書類提出日（2026年1月16日）においてもその判断に変更はなく、以下の事項および2026年1月14日に提出された訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、新たに記載する将来に関する事項もない。

なお、当該有価証券報告書等ならびに本発行登録追補書類および「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成および将来の業績を保証するものではない。

1.5 クレディ・アグリコル・エス・エーの戦略および取引に関するリスク

A）クレディ・アグリコル・エス・エーは2028年度中期計画において設定された目標を達成できない可能性がある

2025年11月18日、クレディ・アグリコル・エス・エーは、欧州におけるリーダー、変革のリーダーおよび新技術のリーダーとして主導的な銀行になることを目指す、新たな中期計画「ACT2028」（以下「2028年度中期計画」という。）を発表した。重大な課題が山積する中、クレディ・アグリコル・エス・エーは、強みを活かし、成長を加速させかつ変革を深化させていく。これらの目標達成に向けて、全チームが結束して支えている。

2028年度中期計画では、クレディ・アグリコル・エス・エーのロードマップの中核に加速を位置付けている。クレディ・アグリコル・エス・エーは、市場範囲の拡大、フランスにおける地位の強化ならびに欧州およびアジア全域における新たな成長の原動力を発展させることを目指している。その目標は、2028年度までに、当行グループの顧客数60百万人、預金額約3.5兆ユーロおよび収益30十億ユーロ超（うち約60%を国際事業で創出）を達成することである。この加速を推進する5つの柱は、フランスにおけるリテール・バンキングのリーダーシップの強化、欧州における当行グループの開発モデルの拡大、アジアにおけるプレゼンスの強化、プライベート・マーケットにおける機会獲得ならびに決済、回収およびフロー管理ソリューションの加速、ならびに変革の主要な推進役としての地位確立である。

クレディ・アグリコル・エス・エーは、高い業務効率を維持しつつ加速化の目標を達成する（2028年度までに費用収益比率が55%を下回ることを目指す）ために、変革を戦略計画の中核に位置付けている。この変革は次の4つの重点領域で構成される。すなわち、市場投入までの時間を短縮し、顧客獲得と効率化の手段としてAIおよびデータを活用すること、将来に備え、イノベーションを強化すること、リスク管理で高い水準を維持すること、ならびに業務遂行および部門横断的な協働の基盤として、信頼を通じたコミットメントを促進することである。

当行グループの結束力（分散型モデルならびに共通の価値観および共通のレゾンデートル（*Raison d'Être*）を核に結束した事業部門によって構築されている。）は、中期計画の目標達成における主要な資産である。当行グループの関係性を重視した銀行の「ビジネス・パートナー」として事業部門を関与させ、事業部門間の整合性と調整を強化することで、相乗効果が高まる。結束力を高めるために特定された

手段の中でも、事業部門は特にリテール・バンキングの顧客獲得および銀行顧客向けの革新的なソリューションの開発に注力している。

2028年度中期計画には、費用収益比率、純利益、自己資本利益率、自己資本水準、および配当性向に関する複数の財務目標が含まれている。これらの財務目標は、主として内部計画および資源の配分のために設定されたもので、経済情勢およびクレディ・アグリコル・エス・エーの事業部門の業務に関する数々の仮定に基づいている。財務目標は、将来の業績の見積りまたは予測ではない。クレディ・アグリコル・エス・エーの実際の業績は、本項の別の箇所に記載した1つまたは複数のリスク要因が発生した場合等の複数の理由から、これらの目標とは異なる可能性が高い。たとえば、クレディ・アグリコル・エス・エーは、2028年度中期計画に定められた次の目標の達成を目指している。すなわち、2028年度における純利益－当行グループの持分が8.5十億ユーロを超えること、2024年度（プロフォーマ）から2028年度までの平均年間収益成長率が3.5%を超えること、2028年度における費用収益比率が55%を下回ること、2028年度における有形自己資本利益率（ROTE）が14%を超えること、クレディ・アグリコル・グループがCET1比率を恒常的に17%以上とすることを目標としていることに関連して、CET1比率を約11%に最適化して管理することである。また2028年度中期計画は、クレディ・アグリコル・エス・エーが最大50%の現金配当を行い、2026年度から中間配当を支払うという原則に基づいている。

より一般的に言えば、クレディ・アグリコル・エス・エーの2028年度中期計画の成功は、クレディ・アグリコル・エス・エーの各事業体において展開される、様々な範囲の多数のイニシアティブに基づいている。2028年度中期計画で設定された目標の多くは達成可能と見込まれているが、どの目標が達成され、どの目標が達成されないかを予測することはできない。また、2028年度中期計画には、重要な投資についても記載されているが、2028年度中期計画で掲げた目標が最終的に達成されない場合には、期待されるリターンを下回る可能性がある。このため、クレディ・アグリコル・エス・エーが2028年度中期計画で掲げた目標の全部または一部を達成できない場合、その財務状態および業績に重大な悪影響が生じる可能性がある。

また、クレディ・アグリコル・エス・エーは責任ある献身的なプレーヤーとして、環境移行経済におけるリーダーとなることを目指し、変革を加速している。当行グループは、ネットゼロ達成への道筋を再確認し、気候戦略を強化するとともに、市場で最も広範な責任ある投資を提供している。当行グループは、気候変動への適応において主導的役割を果たすことを目指し、専用の銀行ソリューションを開発し、新たな予防のための事業部門を立ち上げ、循環型経済を推進している。最後に、当行グループは自然保護のための革新および資源動員に取り組んでいる。

2028年度に向けた目標は、持続可能な住宅および必要不可欠なサービス（医療、移動手段、再生可能エネルギー）へのアクセスを促進し、また、農業および農業食品の移行を支援することで、地域の活力および公正な移行を支えるための当行グループの影響力を強化することである。具体的な取組みには、グリーン資産とブラウン資産の比率を90対10とすること、移行のために240十億ユーロの融資を行うこと、法人営業および投資銀行業務において十億ユーロの持続可能な金融収益を達成すること、ならびに600,000戸の住宅のエネルギー効率改修支援を行うことが含まれる。

人口動態の変化という課題に直面する中、当行グループは市場で最も幅広い商品を提供しており、資産移転、退職後計画ならびに高齢者および介護者の支援のための革新的な商品の開発を通じて、大規模な世代間の資産移転における信頼できるパートナーになりたいと考えている。その目標は、顧客のあらゆる資産管理ニーズを支援すること、2028年度までにフランスにおける団体および個人の退職金取扱残高で主導的地位を築くこと、欧州における退職金貯蓄のインフローを加速させて75十億ユーロ超の純インフローを達成すること、ならびにクレディ・アグリコル・サンテ・エ・テリトワール事業部門を通じて高齢化に関連する課題に対応するソリューションを提供することである。

これらのESGコミットメントを遵守できなければ、クレディ・アグリコル・グループ、ひいてはクレディ・アグリコル・エス・エーの評判が損なわれ、その事業に悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、特定

のESGデータの新しい性質が信頼性の追加作業を必要とするため、設定した目標を達成するための軌道が再計算され、時間の経過と共に変化する可能性がある。

1.5　クレディ・アグリコル・グループの戦略および取引に関するリスク

A）クレディ・アグリコル・エス・エーは2028年度中期計画において設定された目標を達成できない可能性がある

2025年11月18日、クレディ・アグリコル・エス・エーは、欧州におけるリーダー、変革のリーダーおよび新技術のリーダーとして主導的な銀行になることを目指す、新たな中期計画「ACT2028」（以下「2028年度中期計画」という。）を発表した。重大な課題が山積する中、クレディ・アグリコル・エス・エーは、強みを活かし、成長を加速させかつ変革を深化させていく。これらの目標達成に向けて、全チームが結束して支えている。

2028年度中期計画では、クレディ・アグリコル・エス・エーのロードマップの中核に加速を位置付けている。クレディ・アグリコル・エス・エーは、市場範囲の拡大、フランスにおける地位の強化ならびに欧州およびアジア全域における新たな成長の原動力を発展させることを目指している。その目標は、2028年度までに、当行グループの顧客数60百万人、預金額約3.5兆ユーロおよび収益30十億ユーロ超（うち約60%を国際事業で創出）を達成することである。この加速を推進する5つの柱は、フランスにおけるリテール・バンキングのリーダーシップの強化、欧州における当行グループの開発モデルの拡大、アジアにおけるプレゼンスの強化、プライベート・マーケットにおける機会獲得ならびに決済、回収およびフロー管理ソリューションの加速、ならびに変革の主要な推進役としての地位確立である。

クレディ・アグリコル・エス・エーは、高い業務効率を維持しつつ加速化の目標を達成する（2028年度までに費用収益比率が55%を下回ることを目指す）ために、変革を戦略計画の中核に位置付けている。この変革は次の4つの重点領域で構成される。すなわち、市場投入までの時間を短縮し、顧客獲得と効率化の手段としてAIおよびデータを活用すること、将来に備え、イノベーションを強化すること、リスク管理で高い水準を維持すること、ならびに業務遂行および部門横断的な協働の基盤として、信頼を通じたコミットメントを促進することである。

当行グループの結束力（分散型モデルならびに共通の価値観および共通のレゾンデートル（*Raison d'Être*）を核に結束した事業部門によって構築されている。）は、中期計画の目標達成における主要な資産である。当行グループの関係性を重視した銀行の「ビジネス・パートナー」として事業部門を関与させ、事業部門間の整合性と調整を強化することで、相乗効果が高まる。結束力を高めるために特定された手段の中でも、事業部門は特にリテール・バンキングの顧客獲得および銀行顧客向けの革新的なソリューションの開発に注力している。

2028年度中期計画には、費用収益比率、純利益、自己資本利益率、自己資本水準、および配当性向に関する複数の財務目標が含まれている。これらの財務目標は、主として内部計画および資源の配分のために設定されたもので、経済情勢およびクレディ・アグリコル・エス・エーの事業部門の業務に関する数々の仮定に基づいている。財務目標は、将来の業績の見積りまたは予測ではない。クレディ・アグリコル・エス・エーの実際の業績は、本項の別の箇所に記載した1つまたは複数のリスク要因が発生した場合等の複数の理由から、これらの目標とは異なる可能性が高い。たとえば、クレディ・アグリコル・エス・エーは、2028年度中期計画に定められた次の目標の達成を目指している。すなわち、2028年度における純利益－当行グループの持分が8.5十億ユーロを超えること、2024年度（プロフォーマ）から2028年度までの平均年間収益成長率が3.5%を超えること、2028年度における費用収益比率が55%を下回ること、2028年度における有形自己資本利益率（ROTE）が14%を超えること、クレディ・アグリコル・グループがCET1比率を恒常的に17%以上とすることを目標としていることに関連して、CET1比率を約11%に最適化して管理することで

ある。また2028年度中期計画は、クレディ・アグリコル・エス・エーが最大50%の現金配当を行い、2026年度から中間配当を支払うという原則に基づいている。

より一般的に言えば、2028年度中期計画の成功は、クレディ・アグリコル・グループの各事業体において展開される、様々な範囲の多数のイニシアティブに基づいている。2028年度中期計画で設定された目標の多くは達成可能と見込まれているが、どの目標が達成され、どの目標が達成されないかを予測することはできない。また、2028年度中期計画には、重要な投資についても記載されているが、2028年度中期計画で掲げた目標が最終的に達成されない場合には、期待されるリターンを下回る可能性がある。このため、クレディ・アグリコル・エス・エーが2028年度中期計画で掲げた目標の全部または一部を達成できない場合、その財務状態および業績に重大な悪影響が生じる可能性がある。

また、クレディ・アグリコル・グループは責任ある献身的なプレーヤーとして、環境移行経済におけるリーダーとなることを目指し、変革を加速している。当行グループは、ネットゼロ達成への道筋を再確認し、気候戦略を強化するとともに、市場で最も広範な責任ある投資を提供している。当行グループは、気候変動への適応において主導的役割を果たすことを目指し、専用の銀行ソリューションを開発し、新たな予防のための事業部門を立ち上げ、循環型経済を推進している。最後に、当行グループは自然保護のための革新および資源動員に取り組んでいる。

2028年度に向けた目標は、持続可能な住宅および必要不可欠なサービス（医療、移動手段、再生可能エネルギー）へのアクセスを促進し、また、農業および農業食品の移行を支援することで、地域の活力および公正な移行を支えるための当行グループの影響力を強化することである。具体的な取組みには、グリーン資産とブラウン資産の比率を90対10とすること、移行のために240十億ユーロの融資を行うこと、法人営業および投資銀行業務において十億ユーロの持続可能な金融収益を達成すること、ならびに600,000戸の住宅のエネルギー効率改修支援を行うことが含まれる。

人口動態の変化という課題に直面する中、当行グループは市場で最も幅広い商品を提供しており、資産移転、退職後計画ならびに高齢者および介護者の支援のための革新的な商品の開発を通じて、大規模な世代間の資産移転における信頼できるパートナーになりたいと考えている。その目標は、顧客のあらゆる資産管理ニーズを支援すること、2028年度までにフランスにおける団体および個人の退職金取扱残高で主導的地位を築くこと、欧州における退職金貯蓄のインフローを加速させて75十億ユーロ超の純インフローを達成すること、ならびにクレディ・アグリコル・サンテ・エ・テリトワール事業部門を通じて高齢化に関連する課題に対応するソリューションを提供することである。

これらのESGコミットメントを遵守できなければ、クレディ・アグリコル・グループ、ひいてはクレディ・アグリコル・エス・エーの評判が損なわれ、その事業に悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、特定のESGデータの新しい性質が信頼性の追加作業を必要とするため、設定した目標を達成するための軌道が再計算され、時間の経過と共に変化する可能性がある。

第３ 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。